

## 新潟市男女平等教育推進研究会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 市立学校における男女平等教育の推進に資するため、新潟市男女平等教育推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究協議をする。

- (1) 男女平等教育の在り方
- (2) 男女平等教育の指導内容及び指導方法
- (3) その他男女平等教育を推進するために必要な事項

### (組織)

第3条 研究会は15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、学校教育関係者、関係行政機関、関係団体の職員をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を整理し、研究会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

### (運営)

第6条 研究会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときには、研究会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

### (専門部会)

第7条 研究会には、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、教育委員会職員及び学校職員をもって充てる。
- 3 専門部会は、研究会の所掌事務を行う。

### (庶務)

第8条 研究会の庶務は、教育委員会学校支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長  
が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。